

高知県中小企業等融資制度 以下記載の融資制度では、商工会議所会員は貸付利率が0.2%優遇されます。

融資名	主な目的	融資対象者 (○必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金用途	貸付限度額	償還期間 (据置期間)	貸付利率(カッコ内は責任共有対象外利率)		保証料率
						通常利率	会員利率	
高知県安心実現のための緊急融資	事業に必要な 運転・設備資金	○県内において指定事業(農林漁業、金融・保険業、風俗営業などを除く)を営む中小企業者 ※貸付限度額は緊急融資全体で1億円以内 ※緊急融資及び保証協会の責任共有対象外の保証付借入金を借り換えることができる。ただし、下記の借入金は借り換えの対象外とする。 ・ 高知県中小企業等融資制度のうち、季節融資 ・ その他の保証付き融資のうち、高知県信用保証協会が定めるもの ※緊急融資=安心実現のための高知県緊急融資、平成23年度安心実現のための高知県緊急融資 ※経営力強化保証が付される場合の償還期間、保証料率、保証割合は、別に大綱に定める。	運転・設備	7年・ 10年合計で 1億円	7年以内 (1年以内)	2.27% (2.07%)	2.07% (1.87%)	0.12%~0.49% (特別 0.30%)
					10年以内 (2年以内)	2.42% (2.22%)	2.22% (2.02%)	0.11%~0.42% (特別 0.25%)
産業振興計画推進融資	事業に必要な 運転・設備資金	○県内において指定事業者を含む中小企業者等であって、高知県産業振興計画の事業又は目標に沿った事業を行う、又は行おうとする事業者 ※資金用途は、高知県産業振興計画の事業に関する設備資金・運転資金とし、新分野進出及び事業転換に必要な設備資金及び運転資金も含む。 ※当融資で、高知県信用保証協会の保証付き借入金の借換えを行うことができる。ただし、高知県中小企業等融資制度のうち、季節融資を除く。また、責任共有対象の借入金から責任共有対象外への借換えはできない。 ※借換えを行う既存保証付き融資(産業振興計画推進融資を除く)は、融資額の2分の1未満とする。 ※資金用途が借換えのみとなるものは認めない	運転・設備	1億円	7年以内 (1年以内)	2.27%以内 (2.07%以内)	2.07%以内 (1.87%以内)	0.12%~0.49% (特別 0.30%)
					10年以内 (2年以内)	2.42%以内 (2.22%以内)	2.22%以内 (2.02%以内)	0.11%~0.42% (特別 0.25%)
経済変動対策融資	売上の減少 取引先の倒産 原材料等の高騰	○県内において指定事業を営む中小企業者 △ア 中小企業信用保険法第2条第5項に定める「特定中小企業者」である者 △イ 最近3月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少している者 △ウ 最近3月間又は直近期決算における営業利益又は経常利益が前年同期に比して3%以上減少している者 △エ 最近3月間又は直近期決算における売上利益率又は営業利益率が前年同期に比して3%以上減少している者 △オ 再生手続開始申立等事業者(破産、再生手続開始、更正手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立て、その他手形交換所における取引停止処分等の事由が生じた者)に概ね50万円以上の債権額を有する者、又は再生手続開始申立等事業者との取引額が総取引額の概ね10%以上である者 △カ 売上原価の概ね20%以上を占める主要原材料又は燃料の最近3月間の購入価格が前年同期に比して20%以上上昇しているにもかかわらず、製品又はサービスの価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3月間の平均売上高に占める主要原材料又は燃料の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める主要原材料又は燃料の平均仕入価格の割合を上回っている者 ※1 借換え条件は欄外参照	運転・設備	5,000万円	7年以内 (1年以内)	2.27%以内 (2.07%以内)	2.07%以内 (1.87%以内)	0.21~1.07% (特別 0.40%)
借換え融資	資金経営改善計画に基づく借換により資金繰りの改善を行う	○県内において指定事業を営む中小企業者で、経営改善計画に基づき、借換えによる資金繰りの緩和等により財務体質の改善が図られる者 △上記「経済変動対策融資」についての△ア~カ △キ 自然災害により事業用資産に直接被害を受け、当該資産の存する市町村の罹災証明を受けた者 ※借換の対象は、高知県信用保証協会の保証付借入金 ただし、下記の借入金は借換の対象外とする ・ 高知県中小企業等融資制度のうち、流動資産担保融資、下請経営安定融資、季節融資	運転	5,000万円	7年以内	2.47% (2.27%)	2.27% (2.07%)	0.21~1.07% (特別 0.40%)
				8,000万円	10年以内	2.67% (2.47%)	2.47% (2.27%)	
特別小口融資	小規模の個人事業者	○県内において1年以上引き続き同一の指定事業を営む小規模企業者(個人事業者に限る) ○源泉徴収による所得税以外の所得税、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割のいずれかについて、申込みの日以前1年間に納期が到来した税額がある者であって、かつ、当該税額を完納している者 ○特別小口保険(中小企業信用保険法第3条の3)を利用した既存借入残高と今回申込金額の合計額が2,000万円(中小企業信用保険法第2条第5項に定める「特定中小企業者」は4,000万円)を超えない者 ○特別小口保険以外の保険を利用した既存借入がない者 ※1 借換え条件は欄外参照	運転・設備	2,000万円 「特定中小企業」 の場合 4,000万円	7年以内 (1年以内)	2.07%	1.87%	0.40%
企業融資 小規模	小規模事業者	○県内において指定事業を営む小規模企業者であって、商工会議所等の推薦を受けた者 ※2 借換え条件は欄外参照 ※ 申込みにあたり、商工会議所等が作成する推薦書が必要となります。お時間の余裕を持ってご相談ください。	運転・設備	2,000万円	7年以内 (1年以内)	2.27%以内 (2.07%以内)	2.07%以内 (1.87%以内)	0.12~0.49% (特別 0.30%)
					10年以内 (2年以内)	2.42%以内 (2.22%以内)	2.22%以内 (2.02%以内)	0.11~0.42% (特別 0.25%)
企業融資 小口零細	小規模事業者	○県内において指定事業を営む小規模企業者(医業を主たる事業とする場合を除き、NPO法人は利用不可) ○既存の保証協会の保証付借入残高(根保証においては借入極度額)と今回申込金額の合計額が2,000万円を超えない者 ※1 借換え条件は欄外参照	運転・設備	2,000万円	7年以内 (1年以内)	2.07%	1.87%	0.30~1.27% (特別 0.40%)
					10年以内 (1年以内)	2.27%	2.07%	

(※1) 当融資の既存の借入分(併存している場合は、そのうち借換えを行うもの全て)の償還金額及び償還月数がそれぞれ借入額及び約定償還月数の1/3以上経過している場合に、全額償還を条件に当融資で借換えを行うことができます。

(※2) 当融資で、高知県信用保証協会の保証付き借入金の借換えを行うことができます。ただし、高知県中小企業等融資制度のうち、季節融資を除きます。

◆貸付利率は全て変動金利です。以内と表記のあるものは金融機関の所定の利率となります。
◆カッコ内の貸付利率は「責任共有制度対象外」となる場合に適用されます。
◆経営安定関連保証(セーフティネット保証)など、一部の保証料については、特別料率が適用されます。
◆担保、保証人については高知県信用保証協会の定めるところによります。
◆各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。